

平成27年4月1日から 聴覚障害2級の認定には 「他覚的聴覚検査」が必須になります

手帳非所持の場合

- ▶ 聴覚障害の身体障害者手帳をお持ちでない方に対し^{※1}、2級（両耳全ろう）と診断する場合には、A B Rなどの他覚的聴覚検査、またはそれに相当する検査^{※2}を実施してください。
 - ※1 過去に取得歴があっても検査時に所持していない場合を含みます。
 - ※2 「遅延側音検査」「ロンパールテスト」「ステンゲルテスト」など
- ▶ 実施した検査方法と検査所見を診断書・意見書に記載し、記録データのコピーを添付してください。

診断書・意見書について

2級と診断する場合、身体障害者手帳（聴覚障害）の所持の有無について記載してください。

1 「聴覚障害」の状態及び所見

(1) ~ (4) (略)

(5) 身体障害者手帳（聴覚障害）の所持状況 有 ・ 無

(注) 2級と診断する場合に記載すること。

※手帳所持者の場合は有に○、非所持の場合は無に○

※ なお、今回の見直しについては、平成27年4月以降に作成された診断書・意見書について適用します。平成27年3月31日までに作成され、4月以降に提出された診断書・意見書については従前どおりの取扱いとします。

ご不明な点、詳細については、次の担当窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

島根県立心と体の相談センター 地域支援課

電話番号 0852-32-5905

島根県HPトップページ → くらし → 福祉 → 障がい者福祉 → 身体障がい者福祉
http://www.pref.shimane.lg.jp/life/fukushi/syougai/sintai_syougaisya/